

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	職員以外の者への報酬等の支払いに係る源泉徴収票等の法定調書の作成等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、職員以外の者への報酬等の支払いに係る源泉徴収票等の法定調書の作成等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外の者への報酬等の支払いに係る源泉徴収票等の法定調書の作成等に関する事務
②事務の概要	滝沢市長が支払者となる報酬等の給与その他の所得税の源泉徴収の対象となる支払いについて、所得税法等に基づいて源泉徴収した所得税を取りまとめて所管税務署に支払いをしており、それらの支払いを受ける者を対象に、支払いを直接所管する所管部署からマイナンバーを含む法定調書及び給与支払報告書の作成等に必要な情報の報告を受け、支払いを受ける者の個人番号を記載した法定調書及び給与支払報告書を作成・提出し、支払いを受けた対象者への源泉徴収票等の発行を行う。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
所得税源泉徴収情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務部総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在する局面ごとに発生する人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を行っている。 ・報酬等の支払いを行う者のマイナンバーの登録に際しては、本人からマイナンバーの提供を受け、その上で原則、住所を含む3情報の確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等の管理については施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	滝沢市情報セキュリティ基本方針、滝沢市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)等に基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全措置、技術的安全措置等が講じられており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務課長 長嶺 敏彦	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月30日時点	平成31年1月30日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	II.2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月30日時点	平成31年1月30日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和3年3月30日	表紙「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」	滝沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滝沢市は、職員以外の者への報酬等の支払いに係る源泉徴収票等の法定調書の作成等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和3年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報保護ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市役所 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和3年3月30日	IV.リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	入手・提供ともにリスク対策の実施状況を記載	入手・提供ともに接続しないを選択	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月25日時点	令和3年7月31日時点	事後	記載内容の見直しに伴い実施したもの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月25日時点	令和3年7月31日時点	事後	記載内容の見直しに伴い実施したもの。
令和7年3月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 財務会計システム	財務会計システム	事後	新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項	事後	新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	II しきい値判断結果 1.対象人数	1,000人以上1万人未満 【いつ時点の計数か】令和3年7月31日時点	1,000人以上1万人未満 【いつ時点の計数か】令和7年2月28日時点	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	II しきい値判断結果 2.取扱者	500人未満 【いつ時点の計数か】令和3年7月31日時点	500人未満 【いつ時点の計数か】令和7年2月28日時点	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	IVリスク対策 8.人手を介在する作業	—	「十分である」 【判断の根拠】 人手を介在する局面ごとに発生する人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を行っている。 ・報酬等の支払いを行う者のマイナンバーの登録に際しては、本人からマイナンバーの提供を受け、その上で原則、住所を含む3情報の確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等の管理については施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	「十分である」 【判断の根拠】 滝沢市情報セキュリティ基本方針、滝沢市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)等に基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全措置、技術的安全措置等が講じられており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正